

# 交通安全通信

(第七〇号)

## 年末の交通安全県民運動

令和七年十一月十五日  
から、令和七年十一月三  
十一日までの十七日間です。

もくじてき  
【目的】  
県民一人ひとりが、交通  
安全にかんするいしきをたか  
こううじを高め、  
交通のルールのじゆんしをこううつ  
マナーのじつ践に務める事に  
より、交通事故防止の徹底  
を図ることを目指します。

# 運動の重点

# ① 横断歩行者の安全確保と 高齢者の交通事故防止

## ② 夕暮れ時(どき)の交通事故防止と夜間(やかん)

前号に引き続き、勘違  
いきしているルールをいく  
う自転車乗りにも青切符

清水警察署より  
故言察署より

安全をつなげて広げて事  
故ゼロへ

# 【横岡市の年間テーマ】

### ③ 飲酒運転等危険運転の根絶

～地域交通安全センター～  
スルガ自動車学校

つか紹介します。

この場所では、歩行者用  
信号機に従います。

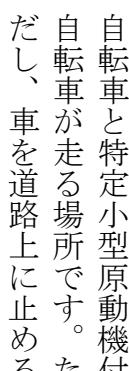
(一) 横断歩道は歩行者優先！  
車道を走っていると、前方に横断歩道が：横断歩行者がいる時は、必ず止まり

者がいる時は、必ず止まりましょう。歩行者には、自転車等を押して歩いている人、シニアカー、こども（六歳未満）の自転車や三輪車を含みます。

車道を走つていれば車両用信号機、歩道を走つていれば歩行者用信号機に従います。ただし、自転車横断帯がある場合は、歩道を走ついていても車両用信号機に従

時（人の乗り降りや荷物の積み降ろし）と、車が左折する時は、車が入ってくるということを覚えておいてください。

車も自転車も、お互いにルールを知つていないと、事故やトラブルのもとになります。自分自身と相手を守る行動をしましよう



歩行者用信号機の横についているこの標識、見たことがありますね。

(二) 自転車は歩行者用信号に従いますか？

自転車が従う信号は、補助標識や走る場所によって変わります。

「歩行者自転車専用」がある場合。

☆ルールを守って  
安全運転☆

令和8年4月1日から  
道路交通法の改正により  
16歳以上の自転車  
の運転者を交通反則通  
告制度（青色切符）の  
対象とする規定が施行  
されます。自転車も自  
動車と同じように罰金  
刑の対象になります。  
自転車は道路を通行す  
る時には車として交通  
ルールを遵守するとと  
もに交通マナーを実践  
し安全運転を心がけま  
しょう。

道路横断中の死亡事故は、交差点、単路ともに歩行者が横断中に左方向から進行してくる車両と衝突する事故が多く、特に夜間に高齢者がこのような事故に遭うケースが多いです。信号機のない場所を横断する場合、車が近づいていないか必ず左右を確認し、余裕をもって渡るようにしましょう。また、夜間は、ドライバーから横断していることがよく分かるように、道路照明のあるところなどできるだけ明るい場所を選びましょう。

## 横断する際は、左から車にご注意！



車両と歩行者の死亡事故では右から横断の歩行者との事故が約7割

(令和2年～令和6年計上死亡事故件数から)

※第一当事者が車両(軽乗用を除く)のみ

※車両の進行方向は直進に限る

自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」でも交通事故が多く発生しています。スマホや携帯電話を保持して使用するなどして違反した場合には、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金が科せられたり、重過失傷害罪などに問われ、被害者から損害賠償を求められることもありますので、「ながらスマホ」は絶対やめましょう。

## 自転車や歩行者も、「ながらスマホ」にご注意を



dixta.jp - 77755356

1. 車道が原則、左側通行  
歩道は例外、歩行者を優先原則として車道の左側を行いましょう。歩道は歩行者が優先です。すぐに停止出来る速度で通行します。
2. 交差点では信号と一時停止を守って安全確認  
信号機のある交差点では、信号が青になつてから安全を確認して横断しましょう。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして安全を確認してから横断しましょう。



3. 夜間はライトを点灯  
夜間は、ライトを点けなければなりません。自転車の乗車前にライトが点くか点検しましょう。
4. 飲酒運転は禁止  
お酒を飲んだ時は自転車に乗つてはいけません。必ずヘルメットを着用して乗車しましょう。

## 自転車安全利用五則

### 海上保安庁より 118番の日

「海上保安庁へ」  
毎年1月18日を「118番の日」として広く国民の皆さんに周知しています。今回は海上の緊急ダイヤル118番についてお話ししたいと思います。

この118番は、海で起ころう事故や事件に海上保安庁がすぐに対応できるようにするため、2000年5月1日から運用が始まりました。これは警察の110番や消防の119番と同じ緊急通報用の番号です。どんな時に118番通報すればいいか」というと海で人が溺れているなどの事故が起きた時、怪しい船を見つけた時など海で人命や安全に関する異変が起きた時に通報をお願いします。

118番に電話すると、すぐに海上保安庁につながります。そこで海上保安庁が「事件か事故か」や「どこで発生したのか」など詳しい状況を把握するために質問するので、焦らずに落ち着いて答えてください。また、118番にて通報を受けた際は、おおよその発進位置が把握できますが、通報に使用する携帯電話の

GPS機能がオンになっているとより正確な位置を自動で送られるため、救助にかかる時間が短くなることがあります。



この機会に覚えて、海で何かあった場合は118番通報をよろしくお願いします。